

福祉のまちづくり（都条例と区要綱）・バリアフリー（都条例）の届出適用区分

都市施設の名称		届出が必要となる特定都市施設		バリアフリー条例の対象となる特別特定建築物
		東京都福祉のまちづくり条例	台東区福祉のまちづくり整備要綱	東京都建築物バリアフリー条例
1	学校等施設	学校（学校教育法に基づくもの）		すべて
		その他これらに類する施設 ※	すべて	※
2	医療等施設	病院又は診療所（患者の収容施設を有するもの）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設		すべて
		診療所（患者の収容施設を有しないもの）	0～500㎡未満	500㎡以上
		助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く） ※	すべて	※
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場		200㎡以上～1,000㎡未満
		その他これらに類する施設 ※	1,000㎡以上	200㎡以上～1,000㎡未満
4	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの）		すべて
		公会堂		すべて
		集会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの）		1,000㎡以上
		公民館 ※、その他これらに類する施設 ※	200㎡以上	※
5	展示施設等	展示場		1,000㎡以上
		その他これらに類する施設 ※	1,000㎡以上	※
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場		2,000㎡以上
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0～500㎡未満	500㎡以上
7	宿泊施設	ホテル又は旅館		1,000㎡以上
		その他これらに類する施設 ※	1,000㎡以上	※
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		すべて
		事務所（他の施設に附属するものを除く）	2,000㎡以上	1,000㎡以上～2,000㎡未満
9	共同住宅	共同住宅		1,000㎡以上～2,000㎡未満
		寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設 ※	2,000㎡以上	1,000㎡以上～2,000㎡未満
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 知的障害者グループホーム、認知症対応型共同生活介護を行う施設		すべて
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場		0～1,000㎡未満
		ボーリング場、遊技場		500㎡以上～1,000㎡未満
		その他これらに類する施設（マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所等） ※	1,000㎡以上	500㎡以上～1,000㎡未満
12	文化施設	博物館、美術館又は図書館		すべて
		その他これらに類する施設 ※	すべて	※
13	公衆浴場	公衆浴場		0～1,000㎡未満
14	飲食店等	飲食店	0～500㎡未満	500㎡以上
		料理店		1,000㎡以上
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	1,000㎡以上	
		カラオケボックス		500㎡以上
15	サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0～500㎡未満	500㎡以上
		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 ※ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	すべて	※
16	工業施設	工場その他これらに類するもの	2,000㎡以上	1,000㎡以上～2,000㎡未満
17	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		すべて
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）		500㎡以上
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設	500㎡以上	
		自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上	
		給油取扱所（ガソリンスタンド）	すべて	
		自動車教習所	1,000㎡以上	
19	公衆便所	公衆便所		すべて
20	公共用歩廊	公共用歩廊		2,000㎡以上
21	地下街	地下街その他これらに類する施設	2,000㎡以上	
22	複合施設	1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物 ※※	2,000㎡以上	※※

※：東京都建築物バリアフリー条例の対象施設となる場合は、福祉のまちづくり条例による届出は不要。なお、東京都建築物バリアフリー条例の面積区分については当該条例による。

※※：東京都建築物バリアフリー条例第4条第2項に定める複合建築物は、福祉のまちづくり条例による届出は不要。

「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目についてのみ、福祉のまちづくり条例による届出が必要。

対象施設の面積の判断は、バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、付属駐車場なども含めた建物全体の床面積で判断する。また、増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積で判断する。